

船橋市国民健康保険料滞納世帯に係る資格確認書等の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市国民健康保険料の滞納世帯に係る資格確認書等の取扱いについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）並びに国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給に係る予告通知)

第2条 市長は、法第54条の3第3項の規定により特別療養費の支給に係る事前通知を行う場合は、あらかじめ「特別療養費の支給に係る予告通知」（様式第1号）を世帯主に通知するものとする。

2 前項の規定による通知書には、特別療養費の支給を行う根拠及び原因等を明記するものとする。

(特別の事情等の届出)

第3条 市長は、前条の規定により特別療養費の支給に係る予告通知を行う場合において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給若しくは省令第27条の4の2に定める医療に関する給付を受けることができる被保険者があるとき又は政令第28条の6に規定する特別の事情があるときは、「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届け」（様式第2号）・「特別の事情に関する届け」（様式第3号）による届出を求めるものとする。

2 前項の規定により、世帯主から「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届け」・「特別の事情に関する届け」の提出があった場合、内容を確認した上で、受理するものとする。

(弁明の機会の付与)

第4条 市長は、第2条の規定により特別療養費の支給に係る予告通知を行う場合は、世帯主に対して、「弁明の機会の付与通知書」（様式第4号）を通知し、提出期限を付した上で「弁明書」（様式第5号）による弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定により、世帯主から提出期限までに弁明書の提出があった場合、これを受理し、弁明の内容を審査するものとする。

(特別療養費の支給に係る事前通知)

第5条 市長は、特別療養費の支給に係る予告通知を行った世帯主について、第3条第2項による届書の提出がない場合又は第4条第2項による弁明書が期限までに提出されない場合若しくはその内容が妥当でない場合、法第54条の3第3項の規定により、特別療養費を支給する旨を通知する。

2 前項の規定により、特別療養費を支給する旨を通知する場合は、「特別療養費の支給に係る事前通知」（様式第6号）を世帯主に交付する。

(資格確認書（特別療養）の交付および資格確認書返還請求)

第6条 市長は、省令第27条の5の2第1項の規定により資格確認書が返還された場合又は同条第3項の規定により返還されたものとみなされた場合は、資格確認書（特別療養）を世帯主に交付する。

- 2 省令第27条の5の2第1項の規定により資格確認書の返還請求を行う場合は、「国民健康保険資格確認書返還通知書」(様式第7号)を世帯主に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知書には、返還請求を行う根拠及び原因等を明記するものとする。

(特別療養費の支給の継続)

第7条 市長は、資格確認書(特別療養)の有効期間経過後においても、引き続き資格確認書(特別療養)を当該世帯主に交付するものとする。

(特別療養費の支給に係る事前通知交付世帯への療養の給付等の開始および資格確認書の交付)

第8条 市長は、法第54条の3第5項の規定による通知を行う場合、「療養の給付等に係る事前通知書」(様式第8号)を世帯主に通知するものとする。

- 2 第6条の規定により資格確認書(特別療養)を交付した場合であって、前項の規定による通知を行うときは、併せて、資格確認書(特別療養)に代えて資格確認書を交付する。

(保険給付の一時差止め)

第9条 法第63条の2第2項の規定により省令第32条の2に定める期間が経過しない場合においても、保険料納付の勧奨等を行ってもなお1年以上滞納が続いている世帯に対し、政令第29条の5において準用する政令第28条の6で定める特別の事情があると認められる場合を除き、次の各号の世帯を支給対象とする保険給付の一時差止めを行うことができる。

- (1) 特別療養費の支給に係る事前通知の交付を受けている世帯
- (2) 相談に応じない世帯
- (3) 納付相談等により十分な負担能力があると認められたにもかかわらず滞納している世帯
- (4) 納付相談で分納誓約書等により決定した納付計画を正当な理由なく履行しない世帯
- (5) 意図的に滞納処分を免れようとする世帯

- 2 前項各号に該当する世帯の世帯主に対して、あらかじめ、「国民健康保険給付の保険一時差止通知書」(様式第9号)により通知するものとする。

(保険給付一時差止めの金額)

第10条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により、一時差し止める保険給付の金額は、保険給付の一時差止めの契機となった保険料滞納総額を上限とする。

(届出)

第11条 省令第32条の3の規定により、保険給付の全部又は一部を一時差し止められている世帯主は、特別の事情がある場合は「特別の事情に関する届け」を提出しなければならない。

(保険給付一時差止めの解除)

第12条 市長は、保険給付の全部又は一部を差し止められた世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに差止めを解除するものとし、「国民健康保険の保険給付の支払い(一時差止の解除)について」(様式第10号)により通知するものとする。

- (1) 滞納保険料額が完納された場合

- (2) 滞納保険料額の著しい減少又は、納付相談による分納の履行がされている場合
- (3) 特別の事情の申立てがされ、受理された場合

(保険給付額からの滞納保険料額の控除)

第13条 省令第32条の5の規定による通知を行う場合は、あらかじめ、「保険給付額からの滞納保険料額の控除について」(様式第11号)により通知するものとする。

(保険給付額からの滞納保険料額の控除の解除)

第14条 市長は、世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定の控除を解除するものとし、「保険給付額からの滞納保険料額の控除の解除について」(様式第12号)により通知するものとする。

- (1) 滞納保険料額が完納された場合
- (2) 滞納保険料額の著しい減少又は、納付相談による分納の履行がされている場合
- (3) 特別の事情の申立てがされ、受理された場合

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日)

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月1日)

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日)

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月2日)

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条から第14条までの規定は、令和6年12月2日以後に生じた保険給付の支払いについて適用し、同日前に生じた保険給付の支払については、なお、従前の例による。

附 則 (令和7年5月1日)

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

第 年 月 日

様

船橋市長

特別療養費の支給に係る予告通知

あなたの国民健康保険料は、これまで再三に渡り完納されるようお願いしてまいりましたが、未だに滞納保険料があります。このまま滞納が続きますと、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになります。

つきましては、市役所国保年金課窓口までご来庁ください。

記

- 1 期限
- 2 時間
- 3 場所
- 4 持ち物
- 5 今後の日程
- 6 対応の説明

原爆一般疾病医療費の支給等に関する届け

年 月 日

船橋市長 あて

世帯主 住所

氏名

電話番号

次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

1 原爆一般疾病医療費の支給等を受けられる被保険者	
住所	
氏名	
2 受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等による医療等の名称	
3 受給者番号	
4 受給対象となった年月日	
5 記号・番号	
6 個人番号（マイナンバー）	

※ 国民健康保険法第54条の3第1項および同条第4項による「原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者」であることを証明する書類（写し）を添付してください。

※ 2の欄は、裏面の該当する医療等の名称を記入してください。

国民健康保険法第54条の3および国民健康保険法施行規則第27条の4の2の規定による「原爆一般疾病医療費の支給等」は次のとおりです。

給付の種類

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 2 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の2第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第3項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
- 3 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 7 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- 8 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項（同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第37条の2第1項又は第44条の3の2第1項（同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 10 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給
- 11 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給
- 12 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給
- 13 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給
- 14 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
- 15 令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給
- 16 児童福祉法第21条の6の措置（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置、同条第2項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第33条の一時保護に係る医療の給付
- 17 身体障害者福祉法第18条第2項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
- 18 「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 19 「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
- 20 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 21 「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
- 22 「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給
- 23 「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
- 24 「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
- 25 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給

特別の事情に関する届け

年 月 日

船橋市長 へ

世帯主 住所

氏名
電話番号
個人番号
(マイナンバー)

次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

記号・番号	
政令（国民健康保険法施行令第28条の6）で定める「特別の事情」は次のとおりです。 (該当する項目に○を記入してください。)	
1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5 1から4までに類する事由があったこと。	
上記の具体的な理由	
納付できない期間	
納付できない保険料	

※ 特別の事情があることを明らかにする書類の写しを添付してください。
(火災等の罹災証明、盗難届の写し、診断書の写し又は診断書に替わるもの、法人事業税の廃止や休止届の写し等)

第 号
年 月 日

様

船橋市長

弁明の機会の付与通知書

次のとおり、弁明の機会を付与しますので、行政手続法第 30 条の規定により通知いたします。

弁明の件名	療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することについて
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会付与有無	
口頭による弁明の機会の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

弁 明 書

年 月 日

船橋市長 あて

世帯主 住所
氏名
電話番号
記号・番号

年 月 日付け 第 号で弁明の機会の付与があったことについて、次のとおり弁明
します。

弁明の件名	療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することについて
弁明の内容	
弁明の証拠となる書類の一覧	

※弁明の証拠となる書類：長期の病気の場合は領収書等、事業不振等の場合は休業届や廃止届の写し、給与の激減等については現在の給与明細票、保証人になったための債務返済については債務の書類、その他現在の状況を把握できるもの。

様

船橋市長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになりますので、同条第三項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

年 月 日

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。
後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・滞納している保険料を納めたとき若しくはその額が著しく減少したとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき
- ③ 上記対象者の資格確認書が発行されている場合は返還してください。従来の資格確認書に代えて、資格確認書（特別療養）を交付します。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

国民健康保険資格確認書返還通知書

国民健康保険法施行規則第27条の5の2第1項の規定により、資格確認書を下記のとおり返還してください。

記

- 1 返還する資格確認書の記号・番号
- 2 返還期限
- 3 返還場所
- 4 返還を求める理由
- 5 返還後の措置
- 6 滞納理由の届出

※ 高校生世代以下の世帯員の資格確認書については、引き続き療養の給付を行いますので返還の必要はありません。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 年 月 日 号

様

船橋市長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十四条の三第四項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第五項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

年 月 日

<注意事項>

- ① 療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割または2割）を支払っていただきます。
- ② 上記対象者で資格確認書（特別療養）の交付を受けている場合は、従来の資格確認書（特別療養）に代えて、資格確認書を交付します。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

国民健康保険の保険給付一時差止通知書

国民健康保険法第63条の2第1項または第2項の規定により、下記のとおり国民健康保険の保険給付の支払いを一時差止いたします。

記

1 一時差止に係る保険給付

診療月	給付申請月日	医療の種類	支給決定額	差止額	備考

2 一時差止の理由

3 一時差止の要件

4 滞納保険料額

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

国民健康保険の保険給付の支払い（一時差止の解除）について

年 月 日付け 第 号で支払いを一時差止した保険給付については、下記のとおり、支払い（一時差止の解除）を行ったのでここに通知いたします。

今回該当の滞納保険料に関しての保険給付の一時差止は行わないこととなりましたので、併せて通知いたします。

記

- 1 保険給付の支払い（差止解除）年月日
- 2 支払い（差止解除）の対象及び金額
- 3 支払い（差止解除）の理由
- 4 今後、新たに保険料の滞納が生じた場合又は、特別の事情があると認められなくなった場合には、その滞納額に関して保険給付を一時差し止めることとなります。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

保険給付額からの滞納保険料額の控除について

あなたの世帯に対し、国民健康保険法第 5 4 条の 3 第 3 項により、特別療養費の支給に係る事前通知を交付しています。

しかしながら、現在のところ滞納保険料の納付や納付計画を策定し、納付の履行をされていません。

このため、国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 3 項により、下記のとおり保険給付支払差止額から滞納保険料額を控除します。

記

1 控除年月日

2 一時差止に係る保険給付及び控除する滞納保険料

保険給付				滞納保険料			
差止年月日	種類	支給決定額	差止額	年度・期別	納期限	保険料額	控除額

3 控除する理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に千葉県国民健康保険審査会に対して、審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

保険給付額からの滞納保険料額の控除の解除について

あなたに対し、国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 3 項により、保険給付額から滞納保険料額への控除を決定しておりましたが、船橋市国民健康保険料滞納世帯に係る資格確認書等の取扱要領第 1 4 条により下記のとおり解除するものとします。

記

1 解除年月日

2 解除される一時差止に係る保険給付及び控除滞納保険料

保険給付				滞納保険料			
差止年月日	種類	支給決定額	差止額	年度・期別	納期限	保険料額	控除額

3 解除理由